

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月5日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
相馬市、いわき市	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、瑞町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
大豆	福島市(旧大笠生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。) 南相馬市(旧田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)		—
大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤママ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物30種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
インソウの肉	全域		6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村		—
ノワザギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

※1 田村市(東京電力株式会社)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。、南相馬市(東京電力株式会社)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助郎、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮、原町区馬場、原町区馬場一丁目、原町区馬場二丁目、原町区馬場三丁目、原町区竹原字井汲及び原町区大字馬場と田坂の区域)、川俣町(山木座の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、波崎町、いわき市(東京電力株式会社)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、楢葉町、飯舘村。

※8 東京都市基盤電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高食字常留、原町区高食字吹屋昨、原町区高食字七曲、原町区高食字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字橘川、原町区馬場字蘭岱岳、原町区片食字

村、旧木戸村、旧井手村、新田村、旧田代村(碧南市)及び田辺村(東和町)の区域に限る。), 本宮市(旧日吉村、旧木戸村(碧南市)及び本宮町の区域に限る。), 桑名市(旧百田村及び旧合浦村の区域に限る。), 国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。), 郡山市(旧富久町の区域に限る。), 须賀川市(旧日坂村の区域に限る。), いわき市(旧山田村の区域に限る。), 川俣町(旧坂波村の区域に限る。), 三春町(旧石坂村の区域に限る。), 大玉村(旧井手村の区域に限る。)

※3 アイテム：アカウント（イニシャル登録料）／バージン：カウント：カウト：アバランチ：サザン：キスル：マーブル：カーボン：ブリック：クロス：クレム：ケルビング：コロナ：カウズ：サクラマツ：サボテン：シダ：ガラス：アガベ：ヌフガイ：バジレイ：ヒシコグ

*8 猪俣アメ、イグサラテラス、ラブリーハウス、アーバンリビング、リラクゼーション、エイジングケア、カサゴ、キットカットハイ、カロナ、クロタケ、ケムカントリー、モコモス、サリマツ、サンロード、シロハラル、スキ、ナカラク、ハバナレ、ヒカブリ、ヒラ、ホウガリ、マナガツ、マガリガ、マゴチ、マヤカワ、ムライギ、ピスガリ

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成27年6月5日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(ニゴミ)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白橋堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白橋堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成27年6月5日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、柏町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成27年6月5日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～:十和田市、黒川町 H24.10.30～:青森市 H25.1.1～:鷹巣町
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東部村尻屋崎灯台と北海道函館市惠山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
原木クリタケ(露地栽培)	タケノコ	H24.8.31～:一関市、奥州市 H24.9.30～:蘆北町
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.19～H27.4.10～一部解除: 蘆北町市、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H27.4.10～一部解除: 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～: 銀石市、平泉町 H24.4.26～H27.4.10～一部解除: 一関市、大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.7～: 金ヶ崎町 H24.5.7～H27.4.10～一部解除: 遠野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H28.10～一部解除: 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H28.4.解除: 盛岡市
	原木ナマコ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、盛岡市 H24.10.23～: 盛岡市 H24.11.2～: 一関市、陸前高田市、平泉町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～: 一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～: 銀石市 H24.10.29～: 鳥海市 H24.11.7～: 遠野市、金ヶ崎町 H24.10.9～: 住田町 H24.8.10～: 奥州市、花巻市 H24.8.14～: 銀石市 H24.8.15～: 銀石市 H24.8.18～: 住田町 H24.8.9～: 北上市 H24.8.18～: 遠野市 H27.8.12～: 一関市
	セリ(野生のものに限る。)	H24.8.30～: 一関市、奥州市
	ゼンマイ	H24.8.1～: 一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 奥州市、陸前高田市 H24.8.17～: 一関市 H24.8.4～: 平泉町 H24.8.7～: 銀石市
	大豆	H26.1.4～H25.4～一部解除: 一関市(旧藤清水村の区域に限る。): (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。); H24.11.13～H26.4.11解除: 盛岡市(旧良川村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	穀類	ソバ H24.11.3～H26.4.11解除: 奥州市(旧良川村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。); H24.10.25～: 大島漁港周辺海岸上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県島與南島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ズスキ	H24.8.15～: 大島漁港周辺海岸上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県島與南島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.8.1～: 大島漁港周辺海岸上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県島與南島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除: 大島漁港周辺海岸上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県島與南島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～: 鶴井川(支流を含む。) H24.5.11～H27.3.10解除: 岩手県内の奥羽川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、網取ダムの上流及び早見峰ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	H24.6.12～H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除: 大川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除: 盛岡川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解除: 金城(県の定める出荷・後様方針に基づき管理される牛を除く。);
	クマの肉	H24.8.10～: 金城
	シカの肉	H24.7.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
野菜類	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1～: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除: 丸森町(旧朝日野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。) H24.8.28～: 黒巣市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.1.1～: 白石市、角田市 H24.8.8～: 丸森町 H24.8.15～: 真三町 H24.4.5～: 伊具町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 黒巣市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～H27.4.10～一部解除: 大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。); H24.4.25～: 東松島市 H24.4.28～H28.8.20～一部解除: 盛米町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。); H24.4.27～: 名取市、加美町 H24.4.27～: 川崎町、富谷町 H24.8.9～: 色麻町 H24.8.10～: 七ヶ浜町 H24.8.15～: 人置町 H24.4.27～H27.2.19～一部解除: 仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。); H24.5.7～H27.2.18～一部解除: 大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。); H24.10.1～: 黒巣市、大崎市 H26.8.24～: 仙台市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～: 黒巣市、大崎市
	クサソツ(ごごみ)	H24.5.2～H27.5.25解除: 加美町
	コシアブラ	H24.8.7～: 気仙沼市 H24.8.9～: 大崎市、南三陸町 H24.4.11～: 気仙沼市、七ヶ浜町 H24.8.7～: 黒巣市
	ゼンマイ	H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.8.17～: 大崎市
	タラノ(野生のものに限る。)	H26.8.4～: 気仙沼市、黑巣市、大崎市
	大豆	H25.1.4～H25.3.15～一部解除: 莱原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。); ～H25.1.9解除: 莱原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	米(平成25年度)	H25.8.1～: 黒巣市(旧藤沢村の区域に限る。): (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。); H24.11.16～H26.4.11解除: 黑巣市(旧成合村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。); H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市(旧一葉村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線より宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に心臓で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.5～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に心臓で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県島與南島界の正東の線、宮城県島與南島界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.30～H25.4.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	H25.8.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城島與南島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1kgの重量で1kgのヨコグラム未満のものに限る。); H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1kgの重量で1kgのヨコグラム以上とのもの)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.6.27～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上遊を除く。); H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白崎堰堤より上流の白石川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)及び名取川の秋の大瀬の上流(支流を含む。); H24.5.14～: 大瀬川の大瀬ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋の大瀬の上流(支流を含む。); H24.5.28～: 三浪川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)及び江戸川(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)及び七ヶ浜川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.27～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ浜ダムの上遊を除く。); H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。); H24.8.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.20～H23.8.19～一部解除: 金城(県の定める出荷・後様方針に基づき管理される牛を除く。); H24.8.22～: 角田市、丸森市、山元町
	イシシの肉	H24.8.25～: 金城(止界地帯を除く。)
	クマの肉	H24.8.25～: 金城

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

山形県		出荷制限
肉 カマの肉	H24.8.10～：全県	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除：全県	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21～4.17解除：全県	
バセリ	H23.3.23～4.17解除：全県	
野菜類		
タケノコ	H24.4.8～H27.4.17解除：つくばみらい市 H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除：取手市	
	H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.20～：北茨城市、大洗町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：衣浦町、阿見町	
	H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、鹿嶺町	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町	
コシアブラ	H24.8.2～：日立市、常陸大宮市(障生のものに限る。) H24.8.10～：常陸大宮市(障生のものに限る。)	
水産物		
イシガレイ	H24.7.5～H25.8.2解除：北緯36度35分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 スズキ	
	H24.4.17～：茨大高潮時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国特他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 シロメバル	
ニベ	H24.4.17～H26.14解除：最大高潮時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国特他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ	
ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国特他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 コモンカスペ	
	H24.4.1～：茨大高潮時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国特他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 アメリカマグ(稚鰈を除く。)	
	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び利根運河並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 ギンブナ(稚鰈を除く。)	
ウナギ	H24.5.7～H25.1.30：茨城県内の那珂川(支流を含む。) H25.11.12～：茨城県内の那珂川のらぬき橋の下流(支流を含む。)	
肉 イシゾの肉	H23.1.2～H23.12.1～：一部解禁：全県の定める出荷・販賣方法に基づき管理されるイシゾの肉を除く。	
その他 茶	H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、猿ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶺市、湘南市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.24解除：宇都宮市 H23.6.2～H24.7.14解除：宇都宮市 H23.6.2～H24.9.12解除：白石市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.11.1解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
都木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除：全県	
カキナ	H23.3.21～4.14解除：全県	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.18～：那須塩原市、矢吹町 H24.4.10～H25.7.30～：解禁：さくら市、蓮花野町、高根沢町、那珂町 H24.4.10～H25.7.30～：解禁：那珂市(の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H25.8.30～：解禁：宇都宮市 H24.4.11～：越平町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.11～H27.2.20～：解禁：日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～：足利市、佐野市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市原町 H24.4.12～H25.2.20～：解禁：茂木町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～：那木町(日曜日を除く。)、壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.2.15～H26.10.24～：解禁：那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15～H26.10.23～：解禁：矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H26.8.25～：解禁：那須町 H24.4.10～H27.2.20～：解禁：大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.2～H26.4.17～：解禁：那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.2～H27.7.30～：解禁：那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.29～H26.10.24～：解禁：日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.15～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：那須町 H24.11.2～：壬生町	
野菜類		
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.4.9～：矢板市 H24.8.15～：大田原市 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：那須町 H24.10.12～：那須烏山市 H28.7.18～：茂木町 H24.5.21～：那須塩原市、那珂町 H24.5.27～：日光市、大田原市 H24.6.1～：大田原市、那須町 H24.6.1～：宇都宮市 H24.6.1～：那須町 H24.6.1～：壬生町	
タケノコ	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.27～：日光市、大田原市	
クサンテヅ(ごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 H24.5.1～：宇都宮市、那須烏山市 H24.6.7～：那須町、日光市、矢板市、那须塩原市、那須町 H24.6.18～：矢板市	
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.5.15～：さくら市 H24.6.25～：那珂川町 H24.6.25～：高根沢町 H24.6.30～：市原町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.19～：大田原市	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.5.7～：日光市、那須町 H24.5.7～：那須町	
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市原町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.16～：宇都宮市、日光市 H24.5.28～：矢板市	
クリ	H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(稚稚を除く。)	H24.6.20～H25.1.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.30～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(稚稚を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.20～H25.1.23解除: 荒井川(支流を含む。)
	牛の肉	H24.8.2～H24.8.25～: 部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき警戒される牛を除く。)
肉	イシジの肉	H23.12.2～H23.12.5～: 部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき警戒されるイシジの肉を除く。)
	シカの肉	H24.1.2～: 金城
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 雨田町、東吾妻町、南牧村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(稚稚を除く。)	H24.6.8～: 芽室川のうち片桐橋から東京電力株式会社佐久発電所芽室川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 島川のうち川根橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城
	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H24.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 洋生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 洋生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 芦原町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.3～: 海老名町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼市、香取市、多古町	
農産物	シメジ、サンガシ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22解除: 埼市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～: 美郷町、深谷市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芦川町
農産物	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 美郷町 H24.10.11～H25.10.14～: 部解除: 芦川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.15～: 流山市 H23.12.22～H25.10.14～: 部解除: 佐倉市 H24.2.23～: 白井市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.3.18～H25.3.19～: 部解除: 山武郡(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.10.14～: 部解除: 宝神市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.18～H25.3.19～: 部解除: 山武郡(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.11.20～: 部解除: 宝神市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H26.10.14～: 部解除: 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	チンブナ	H24.7.19～: 幸手市及び手取坂に流入する利根川(支流を含む。)、手取川(支流を含む。)
	ゴイ	H25.7.3～: 手取川及び手取坂に流入する利根川(支流を含む。)、手取川(支流を含む。)
肉	ワナギ	H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち関大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水機場及び印旛水門の上流、両利用水路一通水機場の下流、八幡川、与田浦並びに与田浦港を除く。)
	イシジの肉	H24.11.6～H25.3.18～: 部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき警戒されるイシジの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.10.19解除: 池河原町 H23.6.2～H25.5.13解除: 与田浦
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.7.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.8.23～10.26解除: 相模原市 H23.8.23～11.10解除: 中井町 H23.8.2～11.10解除: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除: 池河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び磐島浦村を除く。)
	山鹿県	出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳩泽村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長野市町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.21～: 佐久穂町
	コシアブラ	H25.5.21～: 長野市、飯田市 H25.5.28～: 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 鹿嶺市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 鹿嶺市

* [■]の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成27年6月5日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>非球形葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類(キャベツ等)</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
野菜	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	<p>H23.4.13～：飯館村</p> <p>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p>
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～：南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、椿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※■の箇所は摂取制限の対象